

作成日：2013年12月5日

インド

特許庁の所在地：

Ministry of Commerce and Industry
Office of the Controller General of Patents, Designs and Trademarks

C.G.O. Building, 101,
Maharshi Karve Road,
Mumbai-Pin 400 020

TEL: 91-22-203-9050

FAX: 91-22-205-3372

E-mail: cgpdtmum@vsnl.net.in

Website: <http://www.ipindia.nic.in>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. **特許権の存続期間及び起算日**
10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
 - (2) 特許協力条約 (PCT)
 - (3) WIPO設立条約 (WIPO条約)
 - (4) 貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)
 - (5) 微生物寄託の国際的承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
 - (6) 外国公文書領事認証免除に関するハーグ条約 (Hague Convention)
 - (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (2013年7月8日発効)

2. 現地代理人の必要性有無

外国に居住する出願人は、特許庁に登録された特許代理人を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

現地代理人からの情報によりますと、地域ごとに団体が存在し、全ての代理人がこれらの団体のメンバーではないとのことです。

4. 出願言語

出願は英語又はヒンディー語で行うことができます。

5. その他関係団体

JETRO CHENNAI
Seshachalam Centre 8F, 636/1 Anna Salai, Nandanam,
CHENNAI-600035 INDIA
TEL: 91-44-3927-0100
FAX: 91-44-3927-0190

6. 特許情報へのアクセス

<http://ipindia.nic.in/>
<http://ipindiaservices.gov.in/rqstatus>
でアクセスすることが可能です。

外国特許・商標等情報検索ミニガイド

インド特許 http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf3/India_P.html

インド商標 http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf4/India_T.html

特許制度

1. 現行法令について

2006年5月5日施行の改正法が適用されております。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、発明の名称、送達用のあて名、優先権主張の場合は優先権主張の情報等を記載します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

出願が受理 (Accept) されるまでに提出することができます。

(5) 譲渡証 (Assignment)

発明者が署名します。

出願日から6ヶ月以内に提出することができます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権証明書は、出願日から6ヶ月以内に提出する必要があります。

その英訳文は、特許庁長官が提出を要求した場合には、3ヶ月以内に提出しなければならないとされています。

なお、通常は最初の審査報告書 (First Examination Report) を発行する際に提出を要求します。

提出要求がされた場合、英訳文には翻訳者宣誓書を添付する必要があります。

3. 料金表 (単位: インド・ルピー (INR) です)

個人及び個人以外の法人に2種類に分かれております。

かっこ内は個人が出願した場合の料金です。

(1) 出願料金	4,000	(1,000)
① 30枚を超える明細書の各追加用紙につき	400	(100)
② 10個を超える各追加クレームにつき	800	(200)
(2) 期間延長料金(各月につき)	1,200	(300)
(3) 早期公開請求	10,000	(2,500)
(4) 審査請求	10,000	(2,500)
(5) 早期審査請求	14,000	(3,500)
(6) 年金:		

① 3年度年金(特許日から2年満了前に納付)	2,000	(500)
② 4年度年金(特許日から3年満了前に納付)	2,000	(500)
③ 5年度年金(特許日から4年満了前に納付)	2,000	(500)
④ 6年度年金(特許日から5年満了前に納付)	2,000	(500)
⑤ 7年度年金(特許日から6年満了前に納付)	6,000	(1,500)
⑥ 8年度年金(特許日から7年満了前に納付)	6,000	(1,500)
⑦ 9年度年金(特許日から8年満了前に納付)	6,000	(1,500)
⑧ 10年度年金(特許日から9年満了前に納付)	6,000	(1,500)
⑨ 11年度年金(特許日から10年満了前に納付)	12,000	(3,000)
⑩ 12年度年金(特許日から11年満了前に納付)	12,000	(3,000)
⑪ 13年度年金(特許日から12年満了前に納付)	12,000	(3,000)
⑫ 14年度年金(特許日から13年満了前に納付)	12,000	(3,000)
⑬ 15年度年金(特許日から14年満了前に納付)	12,000	(3,000)
⑭ 16年度年金(特許日から15年満了前に納付)	20,000	(5,000)
⑮ 17年度年金(特許日から16年満了前に納付)	20,000	(5,000)
⑯ 18年度年金(特許日から17年満了前に納付)	20,000	(5,000)
⑰ 19年度年金(特許日から18年満了前に納付)	20,000	(5,000)
⑱ 20年度年金(特許日から19年満了前に納付)	20,000	(5,000)

4. 料金減免制度について

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されております。

7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度は採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 出願書類が提出されますと、方式的要件及び出願審査の請求を条件として実体的要件について審査されます。
- (2) 方式審査に関して
出願書類の所定の様式規定を満たしているかについて審査されます。
- (3) 不特許事由に関して
以下の内容は発明とみなされず、特許を受けることができません。

- ① 発見、科学理論や数学的方法の場合
 - ② 計画やゲーム等の取決め、精神的活動を行うための方法の場合
 - ③ 情報の提供の場合
 - ④ コンピュータソフトウェア自体の場合
 - ⑤ 人体又は動物体を処置するための診断、治療又は外科的方法の場合
 - ⑥ 公の秩序、善良な習慣、公衆衛生、安全又は環境に反する場合
 - ⑦ 微生物を除く植物及び動物の場合
- 等が該当します。

(4) 新規性に関して

以下の発明は新規性を有します。

- ① 出願日（又は優先日）前に、インドにおける特許出願の明細書において公表されていないこと。
- ② 出願日（又は優先日）前に、インド国内又は世界中のいずれかの国において文書で公表されていないこと。（絶対的新規性の採用）
- ③ インド出願後、先のインド出願の公開された明細書等に記載された発明と同一でないこと（我が国の特許法 29 条の 2 と同様な規定です）。但し、発明者又は出願人が同一の場合でも適用されますので、その点において我が国の特許法と相違します。

〈新規性喪失の例外〉

- ① 特許を受ける権利を有する者の行為による、特許出願前 12 ヶ月以内における公に認められた博覧会への公表、又は学術学会における公表の場合
- ② 出願日又は優先日前の発明の公表が、特許を受ける権利を有する者の意に反して行われ、当該特許を受ける権利を有する者が公表を知った後に、合理的に可能な限りすみやかに特許出願をした場合、です。

(5) 出願公開に関して

出願は、出願日（又は優先日）から 18 ヶ月経過後に公開されます。

所定の料金を納付することにより、早期公開を請求することもできます。

(6) 対応出願国情報の提出義務について

インド出願と同一発明が外国において出願されている場合、出願人は対応外国出願の情報（陳述書）を特許庁に提出する義務があります。

- ① この陳述書には、まず出願日から 6 ヶ月以内に、対応出願国の出願番号、出願日、係属中等の情報を記載して、提出します。
- ② 更に、特許庁はオフィスアクションの中で、これらの情報（主に、米国、EPC、日本出願等）を要求してきますので、その時には応答期限内に訂正する必要があります。

③ この情報提出の義務は、インド出願が特許付与されるまで継続されます。

(7) 実体審査に関して

① 出願審査請求制度が採用されております。実体審査を望む出願人は、出願日又は優先日から48ヶ月以内に、審査請求をしなければなりません。

なお、分割出願の審査請求は、分割出願日から6ヶ月以内若しくは優先日から48ヶ月以内のいずれか遅い期限内に、することができます。

② 審査請求後、審査報告書(Examination Report)が発行されます。この審査報告書には、方式的要件を具備しているか否か、また新規性や進歩性の要件を具備しているか否かについて、全ての審査官の判断が記述されております。

③ 出願人は、この審査報告書(First Examination Report)受領後、発行日から12ヶ月以内に、審査官から指摘された事項に対して応答し、特許付与の状態にしなければなりません(所謂、Acceptance Due Dateの採用です)。

④ 最初の審査報告書に対する応答が、依然として審査官の異議を回避できなかった場合には、更なる審査報告書(Second/Third Examination Report)が発行されます。

(8) 第三者による情報提供に関して

出願公開後特許付与までの期間中、情報提供をすることができます。

(9) 分割出願に関して

出願人は、特許付与前いつでも自発的に分割出願をすることができます。また、上記最初の審査報告書(First Examination Report)発行日から12ヶ月以内に特許が付与されない場合には、12ヶ月以内に分割出願することができます。

(10) 特許の付与に関して

最初の審査報告書発行日から12ヶ月経過後に、特許庁からの全ての異議を解消することにより、特許が付与されます。

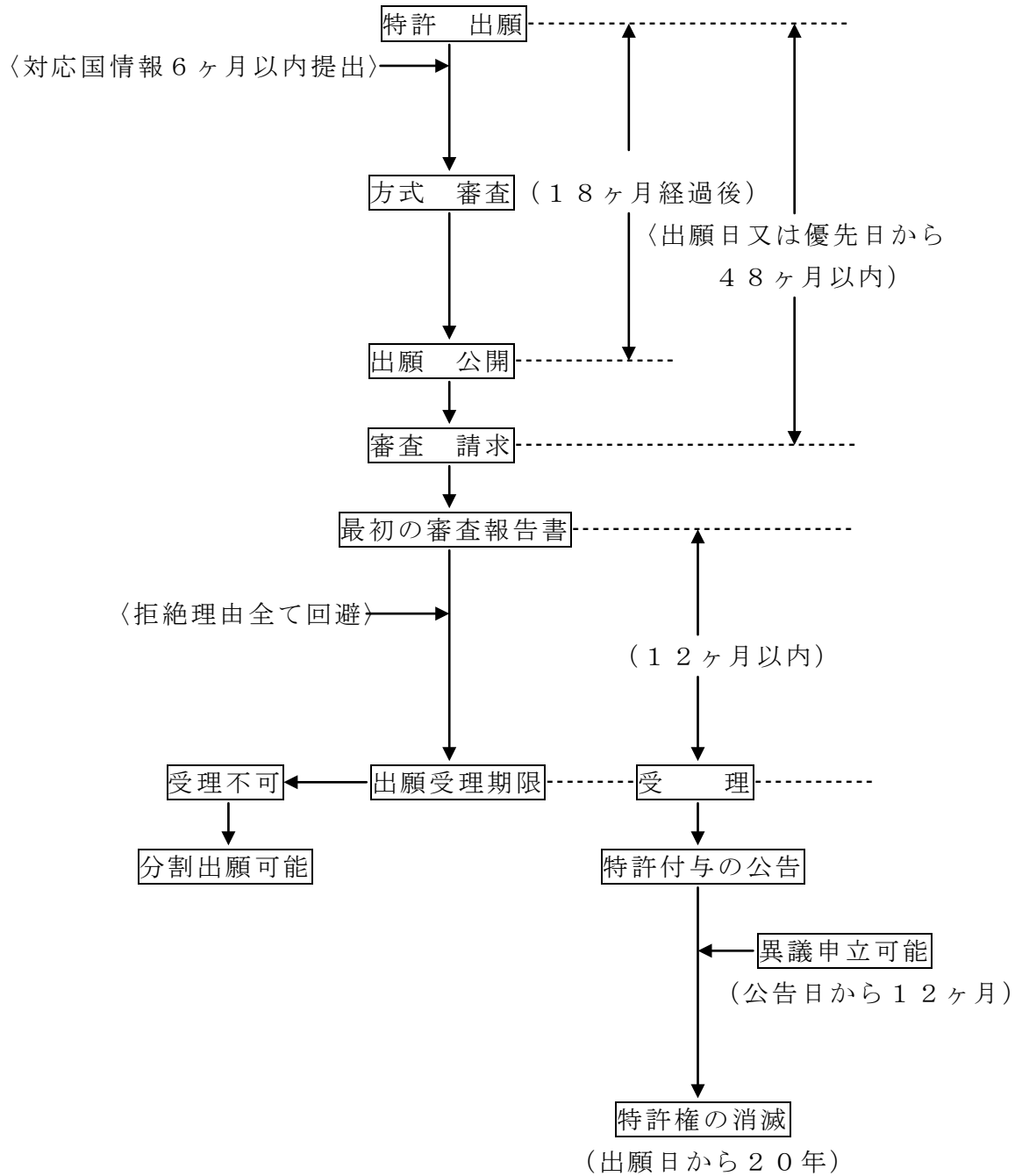
(11) 異議申立に関して

特許付与の決定があると、特許庁長官はその旨を公告し、公告日から12ヶ月以内に、利害関係人は異議申立をすることができます(付与後異議申立)。

(12) 審判請求に関して

特許庁長官の決定等に対して、出願人は決定等の日から3ヶ月以内に、審判部に審判を請求することができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。
特許権は特許付与日から発生します。
- (2) 年金は、特許後2年目の期間満了前に最初の年金（3年度年金）を納付する必要があります。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記書類の英語による翻訳文の提出が必要です。
 - ① 国際出願の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ② 19条補正がされた場合：出願時のクレーム及び19条に基づく説明書を伴う補正後のクレームの双方
 - ③ 34条補正がされた場合：出願時のもの及び国際予備審査報告の附属書類で補正されたものの双方
- (3) 優先権証明書翻訳文
特許庁長官が指定する期間内に、英語による証明付翻訳文の提出

11. 留意事項

- (1) Foreign Filing License（外国出願許可）に関して：
インド国内でされた発明については、発明者の国籍を問わず、最初にインド国に出願をしなければなりません。
インド国以外の国に出願する場合は、特許庁長官の許可を受けなければなりませんので、留意して下さい。
- (2) 優先権主張の出願人が異なる場合に関して：
優先権主張の基礎となる出願人とインド出願の出願人とが異なる場合、優先権についての承継を説明した“Declaration”又は“Assignment”の提出が必要となりますので、出願手続きの際には留意して下さい。
- (3) 対応外国出願情報の提出に関して：
 - ① 冒頭で触れましたように、同一発明について他の国に出願されている場合（優先権主張の場合、基礎出願を含む）、適宜これらの国の情報を提出する必要があります。
 - ② 提出しなかった場合の効果として、異議理由又は特許取消の理由となりますので、留意する必要があります。
 - ③ 提出すべき情報としては、I)出願国、II)出願日、III)公開日、IV)特許/拒絶の状況とされております。
 - ④ 提出時期に付きましては、I)出願から6ヶ月以内、II)審査報告書にて要求された場合は、指定された期間内、III)特許付与に至るまでの

間、となっております。

- ⑤ 審査報告書中に他国の審査結果や調査報告書等の写しや、翻訳文も要求されている場合もありますので、その点留意して下さい。
- ⑥ なお、対応国には、優先権主張している日本出願も含まれますので留意して下さい。

(4) 最初の審査報告書受領から出願受理までの期間の応答に関して：

- ① 既に述べましたように、First Examination Report を受領してから12ヶ月以内に、審査官が指摘した拒絶理由を全てクリアしなければなりません。全てクリアできなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。

審査官からのこの審査報告書には、審査官が判断した結果が全て数ページに亘って記載されており、その内容によっては応答期限が異なっておりますので、十分に留意する必要があります。

- ② 先ず、出願人は、最初の審査報告書を受領したら、12ヶ月の期限間際に応答するのではなく、成るべく早めに応答するよう留意する必要があります。

早めに応答をすれば、その分、応答が不十分の場合には、Second Examination Report を早めに入手することが可能となり、一方、応答が遅い場合には、12ヶ月に期限間際にSecond Examination Report を受領する場合も想定されるからです。

- ③ なお、何らかの事情で応答が期限間際になったような場合には、現地代理人に応答書を提出する際に、「ヒヤリング」を申請する旨の指示をすることを勧めます。

このヒヤリングの申請により、特許庁長官が出願人に不利な決定をする前に、審査報告書の要求を満たすための機会が、出願人に与えられるからです。

なお、現地代理人からの情報によりますと、このようなヒヤリングは12ヶ月の期限前の10日前までにすることが望ましいとの、ことです。

(5) 誤訳訂正に関して：

- ① PCT経由インド国内移行出願に関して、PCT出願の明細書等に基づいて誤訳訂正をすることができるとされております。
- ② パリ条約優先権主張インド出願に関しましても、優先権主張基礎出願に基づいて誤訳訂正ができるとされております。

誤訳訂正の必要性が生じた場合には、事前に現地代理人に事情を説明し、確認を求めることを勧めます。

(6) 特許後の特許発明の実施報告に関して：

① インドでは、特許後毎年特許発明の実施について報告する義務があります。

この実施報告は、前年1年間特許発明について“実施”又は“不実施”に関する陳述で、翌年の1月から3月31日までに提出する必要があります。

② 提出義務に違反した場合には、罰金や刑事罰が科されるとのことです。

③ 特に、特許後に年金管理をクライアント側に移管するケースが多いと思われるので、国内代理人は年金を移管する際には十分にこの“特許発明の実施報告義務”について、クライアント側に説明しておくことを勧めます。

意匠制度

1. 現行法令について

2001年5月1日施行の改正意匠法及び2008年6月17日施行の改正意匠規則が適用されております。

2. 意匠出願時の必要書類

出願には次の書類の提出が必要です。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称・住所、優先権主張の情報、物品の名称、組物の場合は、組物に含まれる各物品の表示等を記載し、現地代理人が署名します。

(2) 意匠の写真又は図面 (Photographs & Drawings)

(3) 明細書 (Description)

新規性に関する明細書が要求されます。

(4) 委任状 (Power of attorney)

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

3. 料金表 (単位：インド・ルピー (INR) です)

(1) 出願料金	1, 000
(2) 優先権証明書提出期間の延長料金	200
(3) 期間延長料金	500
(4) 更新料金	2, 000

4. 料金減免制度について

ありません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておられません。

登録後に登録意匠の内容が公衆の閲覧に供せられます。

7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度は採用されておられません。

出願はすべて登録性及び新規性の審査の対象になります。

8. 出願から登録までの手続の流れ

1の意匠出願にロカルノ国際分類の1のクラスのみに属して行うことができますが、1の出願は当該クラスに包含された一部又は全部の物品について行うことができます。

(1) 方式要件の審査に関して

- ① 最初に方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。
- ② 方式的要件を満たしていない場合には、指令が発せられ（オフィス・アクション）、指定期間内に不備を是正することができます。
この期間内に不備を是正しない場合には、出願は拒絶されます。

(2) 不登録事由に関して

- ① 「意匠」とは、手工芸的、化学的又は機械的であるかを問わず、分離又は組合せであるかを問わず、工業的方法又は手段によって物品に適用される形状、配置、模様、装飾、又は線若しくは色彩の組合せの特徴であって、完成品において視覚に訴え、視覚によってのみ判断されるものと、定義されております。
- ② また、「物品」とは、製造された物品、並びに人工物質又は部分的に人工及び部分的に天然の物質を意味し、製造可能であり、単独で販売できる物品の部分も含む（部分意匠）と、されています。
また、一体として使用される複数の物品の組物（組物の意匠）は、1つの物品として扱うことができると、規定されております。
次のような意匠は、登録を受けることができません。
 - (a) 出願された意匠が、「意匠の定義」に合致していない場合
 - (b) 出願された意匠が、新規性又は独創性が欠如している場合
 - (c) 出願された意匠が、出願日（優先日）前にインド又は他のいずれかの国において公衆に開示されている場合
 - (d) 出願された意匠が、公知意匠又は公知意匠の組合せから明確に区別できない場合
 - (e) 出願された意匠が、公序良俗に反する恐れがある場合

(3) 新規性に関して

- ① 出願日（又は優先日）前に、世界のいずれかにおいて公衆に利用可能又は開示されている意匠は新規性を有しません（絶対的新規性の採用）。
- ② 但し、以下の場合は、新規性喪失の例外が認められます。
 - (a) 意匠登録を受ける権利を有する者が、博覧会に意匠を出品した場合
 - (b) 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、意匠が公表された場合

なお、上記に該当する場合、該当日から6ヶ月以内に出願する必要が

あります。

(4) 実体審査に関して

- ① 出願は、登録性及びインド国内において既登録の意匠から創作が容易か否かについて審査されます。
- ② 出願書類が受理され、特許庁長官は審査官の審査報告書において拒絶理由がないと認めるときは、出願の登録認容の決定をして、出願人に登録証を発行します。
- ③ 審査官の審査報告書により、特許庁長官が何らかの拒絶理由を認め、当該理由が出願人に不利なものであるか、又は出願について何らかの補正を必要とするときは、出願人に拒絶理由を出願人に通知します。
- ④ 出願人は当該拒絶理由通知日から3ヶ月以内に拒絶理由を解消し、又は特許庁長官に聴聞（Hearing）を申請しない限り、出願人は出願を取り下げたものとみなされます。但し、拒絶理由解消の期間は出願日から6ヶ月以内とされています。
- ⑤ 出願人は、上記6ヶ月の期間が満了する前に、手数料を納付して3ヶ月を超えない期間について、期間の延長を請求することができます。
- ⑥ 出願人が当該拒絶理由通知日から3ヶ月以内に聴聞（Hearing）を申請したとき、特許庁長官は聴聞することが望ましいと認めたときは、特許庁長官は聴聞の日付を決定します。
- ⑦ なお、出願人の怠慢又は不履行により、出願日から6ヶ月以内又は上記延長の期間内に登録することができなかつた出願については、放棄されたものとみなされます。
- ⑧ 出願人の聴聞申請後、特許庁長官は出願に係る意匠を登録するか、又は拒絶するか、決定します。
- ⑨ 特許庁長官の聴聞による決定は、出願人に通知されます。
なお、上記特許庁長官の決定が交付された日は、審判の目的において、特許庁長官の決定日をみなされます。

(5) 登録に関して

意匠が登録受理された場合、登録原簿に登録され、登録証が発行されま

(6) 異議申立に関して

異議申立は規定されていませんが、取消訴訟を提起することができます。

(7) 公開等に関して

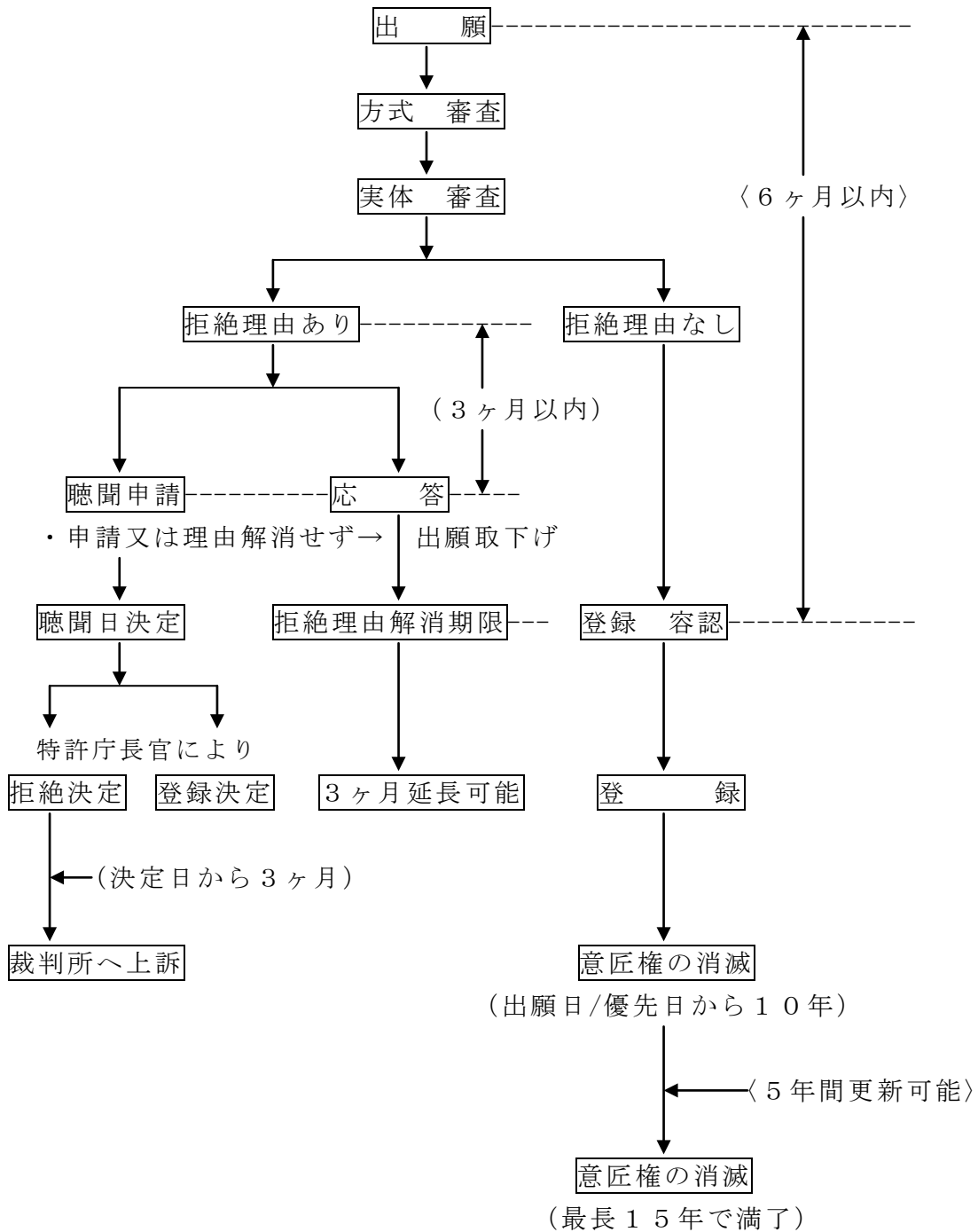
意匠が登録されますと、登録意匠の内容が公報に公告されて、公衆の縦覧に供せられます。

(8) 登録の無効/取消に関して

利害関係人は、以下に該当する場合には特許庁長官に対して登録の取消を請求することができます。

- ① インド国内において先登録が既に存在していた場合
- ② 登録意匠の出願日（優先日）前に、当該意匠がインド又は外国において公表されていた場合
- ③ 登録意匠が新規性又は独自性を欠如していた場合
- ④ 登録意匠が登録性を欠如していた場合
- ⑤ 登録意匠が意匠の定義に該当していなかった場合等です。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 存続期間は、優先日又は出願日から10年間です。登録日から発生します。
- (2) 存続期間は1回（5年間）更新することができます。
従って、最長存続期間は、優先日又は出願日から15年間となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されております。

11. 留意事項

(1) 意匠登録出願の際：

部分意匠制度が導入されました。留意して下さい。

(2) 審査手続き：

出願から6ヶ月以内に全ての拒絶理由を解消し、登録容認の状態にしなければなりませんので、特許出願の場合と同様に拒絶理由通知を受けた場合には、できる限り早急に応答するか、又はHearing（聴聞）を申請するか、留意して下さい。

商標制度

1. 現行法令について

2003年9月15日改正法及び2010年5月20日施行の改正商標規則が適用されております。

2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下の通りです。

1 出願多区分制が採用されています。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称・住所、優先権主張の情報等を記載し、現地代理人が署名し出願します。

(2) 区分を記載した商品・サービスのリスト

(3) 商標見本 (Mark)

(4) 使用の詳細、インドにおける最初の使用日又は商標の使用意思の有無

(5) 使用の宣誓供述書 (要求された場合)

(6) 委任状

出願人が署名します。認証は不要です。

(7) 優先権証明書 (Priority Document)

3. 料金表 (単位: インド・ルピー (INR) です)

(1) 基本出願料 (1クラス)	3, 500
区分追加料金 (1クラス当たり)	3, 500
(2) 異議申立料金 (各クラス当たり)	2, 500
(3) 更新料金 (各クラス当たり)	5, 000

4. 料金減免制度について

ありません。

5. 実体審査の有無

実体審査がおこなわれます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておられません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。出願は全件審査されます。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、識別力、誤認が生じるか否か、及び既登録商標との類似関係について審査されます。

(1) 使用意思に関して

出願人は、出願時に商標を使用する意図を有していることが必要です。

(2) 登録可能な商標に関して

- ① 特別な又は独特な態様で表示された、会社や個人又は企業の名称
- ② 造語
- ③ 商品の特徴、又は品質に直接関係しない言葉であって、通常の意味から、地理的名称、姓、個人又は通常の略称、インドの宗教、階級又は種族の名称でない場合
- ④ 自他商品等識別力のある標章の場合
- ⑤ ロゴ、図形、又は図形の組合せの場合

(3) 不登録事由に関して

- ① 使用によって欺瞞又は混同が生じる恐れがある標章の場合
- ② 使用が法律に反する恐れがある標章の場合
- ③ 中傷的又はわいせつな事項からなる、又はそれらを含む標章の場合
- ④ インド国民の階級や階層において宗教的感情を傷つける恐れがある標章の場合
- ⑤ 商品自体の性質の結果としての商品の形状、技術的結果を得るのに必要な形状、又は商品に実質的な価値を与える形状のみからなる標章の場合
- ⑥ 他人の登録商標と同一又は誤認を生じる程度まで類似する標章の場合
- ⑦ 国の記章、公の印章、国連機関の名称等を含む標章の場合等です。

(4) 審査手続きに関して

- ① 審査官は、出願された商標に異議があると判断した場合や、条件、補正書/意見書、ディスクレマ等の条件を付して受理する旨を提案する場合には、出願人にその旨を通知します。
- ② 上記通知に対して、出願人は通知日から1ヶ月以内に応答する必要があります。
応答しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされます。
- ③ その後、審査官は最終的に出願を認容するか又は拒絶するかの決定をします。
- ④ 出願が認容された場合は、商標公報に公告されます。
- ⑤ 出願人の不遵守による理由で12ヶ月以内に商標登録が完了しなかった場合、その旨を出願人に通知され、延長期間内に完了しなかった場

合には、出願は放棄されたものとみなされます。

(5) 異議申立てに関して

出願認容の公告日から3ヶ月以内に異議申立てをすることができます。

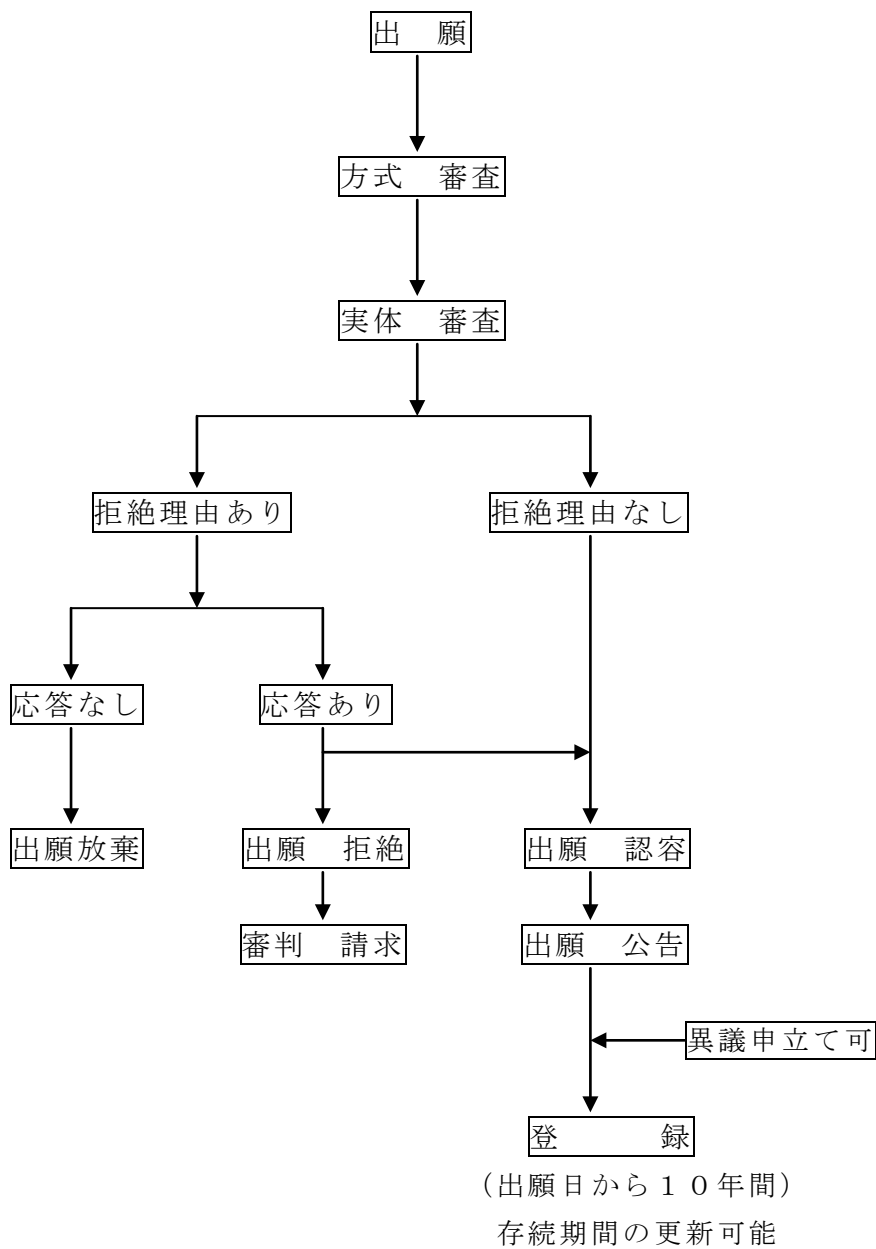
(6) 登録に関して

異議申立てがなく、又は異議申立て理由なしの決定の場合、審査官は商標を登録します。

(7) 審判請求に関して

審査官の決定に対して、3ヶ月以内に審判部に審判請求をすることができます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 商標権の存続期間は出願日から10年間です。登録日から発生します。
- (2) 存続期間は10年ずつ更新することができます。
存続期間を更新は、存続期間の満了前6年以内に行なう必要があります。
この期間の延長は認められません。
この期間内に更新が行われなかった場合、登録は失効します。

10. 出願時点での使用義務の有無

- (1) 出願時に商標を使用している必要はありませんが、使用する意図を有することが必要です。
- (2) 登録商標が継続して5年以上善意の使用がなかったことが立証された場合、登録商標は登録原簿から抹消されます。

11. 保護対象

- (1) 商標として保護されるのは、図形、ブランド、ラベル、署名、語、文字、数字、商品の形状、包装、若しくは色彩の組合せ、又はこれらの組合せを含むと、されています。
- (2) 保護対象となる商標
以下の商標が保護対象とされております。
①音響商標、②立体商標、③団体商標、④証明商標、⑤連合商標

12. 留意事項

- (1) マドリッド議定書に基づく国際登録
2013年7月8日発効のマドリッド議定書に基づく国際登録により、インド国を指定国に含め、商標の保護を受けることができるようになりました。
- (2) この度の商標法の改正により、商品・役務区分に新たに区分43から45が追加され、区分42が変更されました。
- (3) 譲渡、使用許諾
① 商標出願、商標権は、事業の移転とは関係なく譲渡することが可能です。
② 商標権について使用許諾をすることができます。
但し、使用許諾を第三者に対抗するためには、特許庁に登録する必要があります。